

ご利用にあたって…

近江八幡市子ども発達支援センターは、児童福祉法に基づく、「児童発達支援センター（ひかりの子）」「居宅訪問型児童発達支援」及び「保育所等訪問支援」を行う多機能型の県指定事業所です。

利用開始時期について

〈児童発達支援センター ひかりの子〉
毎月随時

〈居宅訪問型児童発達支援〉
毎月随時

〈保育所等訪問支援〉
毎月随時

※ 定員に達している場合、利用までお待ち
いただくこととなります。

これらのサービス事業を利用するには、入所前に所定の手続きをし、「福祉サービス受給者証」の交付を受ける必要があります。詳細については、お問い合わせください。

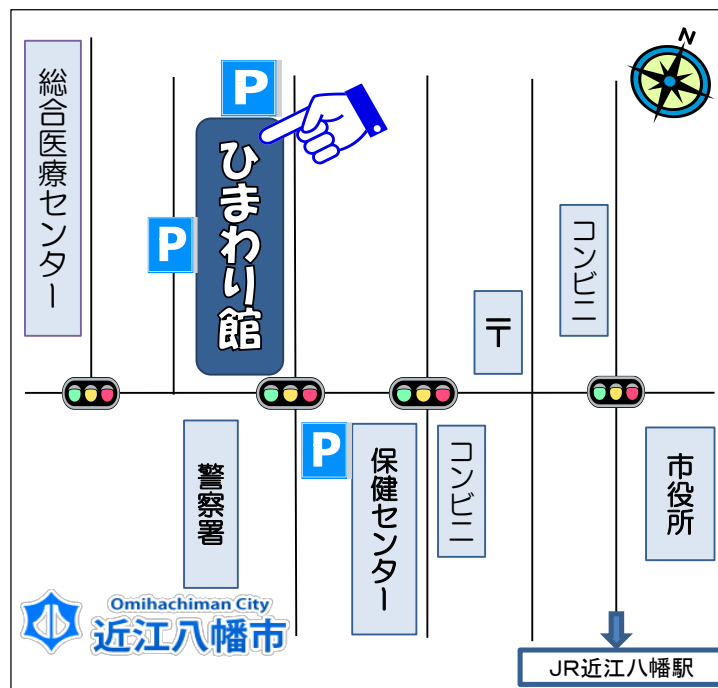
施設利用説明・見学について (要事前予約)

ひかりの子の利用に際しては、直接センターまでご連絡いただき、事前に利用説明や見学にて対応させていただきます。

(月～金曜日 8:30～17:15)

アクセスマップ

令和4年4月版



〒523-0082

近江八幡市土田町1313番地
近江八幡市総合福祉センター
ひまわり館内 1階

近江八幡市子ども発達支援センター
(発達支援課・事業グループ)

〔事業所番号：滋賀県2550400010号〕

TEL 0748-33-8131

FAX 0748-31-3480

E-mail:

010810@city.omihachiman.lg.jp

近江八幡市
子ども発達支援センター

・児童発達支援センター
「ひかりの子」

・居宅訪問型児童発達支援

・保育所等訪問支援



近江八幡市

子ども発達支援センターで めざすこと

近江八幡市子ども発達支援センターでは、生活や遊びを通して、お子さんのもつ可能性をお子さんに応じた方法で引き出します。

保護者にとって、いつでも悩みを相談できる場でありたいと願っています。

対 象

近江八幡市にお住まいで「福祉サービス受給者証」の交付を受けている就学前のお子さん

対象となるお子さんの姿・・・

- ※ ことばの育ちがゆっくり
- ※ 身体の使い方が苦手
- ※ 落ち着きがない、不安が高い 等
心身の発達に課題が見られるお子さん

費 用

近江八幡市が提供する児童発達支援センター・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用料については、申請いただくことで免除されます。



*各事業の利用につきましては、お子さんの発達状況等により、保護者と相談させていただきながら決定していきます。

児童発達支援センター (ひかりの子)

発達に課題のあるお子さん一人ひとりに、個別支援計画を作成して、発達に応じた支援を行います。保護者とお子さんの間で「愛着の形成」を促すことを目的に支援しています。

また、保護者に対して子育てや発達に関する相談・グループワークなどの支援を行います。

〈定 員〉 1日 24名

午前のグループ

保護者と一緒に通所し、ふれあい遊び他、色々な遊びを小集団でおこない、人との関係の基盤を形成します。

感覚統合の視点を取り入れた運動遊びをおこない、集団の中で主体的に行動できる力を育みます。排泄や着替え等の日常生活動作についても個々に合わせて支援します。

〈対象児〉

0～3歳児、身体的なケア等の必要な児

午後のグループ

感覚統合の視点を取り入れた運動遊び、個別の課題に合わせた机上の課題、ルールのある遊び等を少人数クラスでおこない、自己調整の力やコミュニケーションの力を育みます。

〈対象児〉

4・5歳児

保育所等訪問支援

集団生活への適応に支援が必要なお子さんが在籍している保育所(園)、幼稚園、認定こども園等へ、『訪問支援員』が、月1回程度訪問します。お子さんの様子を観察し、あそびを通じた支援をしたり、園・所の支援者と適切な環境や関りを話し合ったりします。

〈対象児〉市内の園所等に在籍の0～5歳児

居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難なお子さんに対して、『訪問支援員』がご自宅を訪問し、様々な遊びを通して、お子さんの成長及び発達を支援する事業です。

利用にあたっては、事前に医療機関との連携が必要となる場合もあります。

〈対象児〉

重度の障がい等の状態にあり、外出することが著しく困難な0～5歳児

発達相談

児童発達支援センター・保育所等訪問支援をご利用のおさんは、年に1回程度の発達検査を伴う発達相談を実施します。

保護者支援

お子さんの成長・発達について心配事や相談事がありましたら、その都度、保護者との相談の場を設けます。

保護者同士のつながりや情報交換、交流を深める場、学習会もあります。

スタッフ

- センター長
- 児童発達支援管理責任者
- 保育士・児童指導員・教諭
- 臨床心理士・公認心理師
- 訪問支援員
- 言語聴覚士
- 事務職員
- ▼協力スタッフ
 - 医師
 - 栄養士
 - 作業療法士 他